

(参考資料)

戦傷病者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大の概要

「戦傷病者に対する航空旅客運賃の割引について」の一部改正について

(平成 31 年 2 月 22 日社援発 0222 第 1 号厚生労働省社会・援護局長 一部改正通知関係)

対象者	従来の割引適用	割引適用拡大後	適用時期及び航空運送事業者
戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者	障害の区分及び障害の程度に応じて、「本人及び介護人」又は「本人」に割引を適用	障害の区分及び障害の程度に関わらず、「本人及び介護人」に割引を適用	<標記通知の前に割引の適用を拡大している航空運送事業者> ○平成 30 年 10 月 4 日予約受付分～ 日本航空、日本トランスオーシャン航空、日本エアコミューター、琉球エアーコミューター、ジェイエア、北海道エアシステム ○平成 30 年 12 月 22 日搭乗分（同年 10 月 22 日予約受付分）～ 天草エアライン ○平成 31 年 1 月 16 日予約受付分～ 全日本空輸、ANAウイングス、スカイマーク、AIRDO、ソラシドエア、スターフライヤー、アイベックスエアラインズ、オリエンタルエアブリッジ <標記通知により新たに割引の適用を拡大する航空運送事業者> ○平成 31 年 3 月 31 日搭乗分（同年 1 月 31 日予約受付分）～ フジドリームエアラインズ

(注 1) 東邦航空については、平成 30 年 10 月 4 日の通知施行前から、障害の区分及び障害の程度に関わらず戦傷病者本人及び介護者 1 名について割引の対象とされています。

(注 2) 航空運送事業者が設定する割引運賃額及び購入手続の詳細については、各航空運送事業者のホームページ等を参照いただくか、各航空運送事業者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(注 3) 今後、新たに割引適用を拡大する航空運送事業者が確認できた場合は、本通知の一部改正（割引適用拡大事業者の追加等）を予定しています。